

「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

整理番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	貸金業法施行規則別紙様式第8号第5項、第8号の2第5項、第8号の3第5項 監督指針別紙様式24第2項、別紙様式24-2第2項	事業報告書の全様式の「5 業種別貸付残高」及び業務報告書の全様式の「2 業種別貸付残高」については、記載上の注意において日本標準産業分類により分類することとされておりますが、業種別の項目に古い日本標準産業分類が使用されております。 業種別の項目について現状の日本標準産業分類に改める必要はないでしょうか。 また(案)において、事業報告書を省略することができることとされましたが、事業報告書と業務報告書の業種別の項目について若干相違があることから、項目の統一を図る必要があるように思われます。	貴見を踏まえ、事業報告書の全様式の「5 業種別貸付残高」及び業務報告書の全様式の「2 業種別貸付残高」の業種別項目を、現状の日本標準産業分類に基づき修正するとともに、項目の統一を図るよう修正いたします。
2	全般	業務報告書の対象期間を、4月1日から翌年の3月31日に限定せず、業者の事業年度に合わせることを認めるべきだと思います。 そうすれば、事業年度が4月1日から翌年の3月31日ではない業者についても、記載の省略が可能となり、たまたま事業年度がこれと異なる業者が不利益を受けるという事態を回避できると思います。	業務報告書の目的は我が国の貸金業界等の状況を把握することにあります。現状では、貸金業者(法人に限る)等の事業年度は法令上定められていないことから、業界の状況を正確に把握するためには対象となる期間や時点を統一する必要があると考えられます。
3	監督指針別紙様式24第7項	総量規制が貸金市場に与えた実態を、より精緻なデータを基に明らかにする観点から、完全施行により改訂された業務報告書「7 総量規制超過部分の貸付残高」については、以下を追加していただきたい。 ・「法第13条の3第1項及び第2項の調査対象となる貸付件数」	「7 総量規制超過部分の貸付残高」は、個人顧客に対する貸付けの総量規制(基準額)超過状況の実態把握のため、貸金業者の事務負担等を踏まえつつ、必要最小限の報告を求めているところです。 貴見につきましては、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。
4	監督指針別紙様式24-2第9項	貸金業者向けの総合的な監督指針改正案別紙様式24-2第9項についてですが、事務の簡素・合理化のため、記載する団体を貸金業に關係のある団体に限定すべきだと思います。	
5	監督指針別紙様式24-2第9項	貸金業者向けの総合的な監督指針改正案別紙様式24-2第9項には、「団体等」とありますが、「団体」とは、人や物の集合体を意味する広い概念であり、「等」を付する必要はないと思います。 「団体等規正令」というのがあったようですが、ここにいう「団体等」とは、「団体及び個人」を指していると思われます。	貴見を踏まえ、「各種団体等への加入状況」としていた項目案を「貸金業協会等への加入状況」に修正し、その項目の中の細目等について改正を行うこといたします。